

消費税における実務上の疑問点及び最近における改正事項等

消費税は平成元年4月に税率3%で導入され、その後の税率の引上げにより現在8%となっていますが、平成29年4月からは更に10%に引き上げられることが確定しており、我が国の歳入予算等に占める位置付け等も導入当初に比べれば格段に高くなってきております。

所得税や法人税が所得に対する課税であるのに対し、消費税は国内において行う資産の譲渡等、つまり売上げに対する課税となっており、所得税や法人税では収益に計上すべきものであっても消費税においてはそれが課税対象になるのか否かの判定が必要となり、対価性の有無、国内取引の判定、更には非課税取引・免税取引に該当の有無等の疑問点が数多く寄せられています。

また、最近においては税率の引上げ、中小事業者の特例に係る改正、95%ルールの見直し等の改正が行われ、平成27年度の改正においては国境を越えた役務の提供に係る課税の見直し、国外事業者による芸能・スポーツ等の役務の提供に係る課税方式の見直しや輸出物品販売場制度の見直し等がされています。

そこで、本研修では「消費税における実務上の疑問点及び最近における改正事項等」と題して、消費税の課否判定等に関する疑問点や最近の改正事項に関する重要事項等の解説をすることにより、消費税の実務に役立てていただきたいと思います。

※ 上記のテーマに関する質問等がある場合は、FAXで研修日2週間前までにお送りください。

講師紹介 税理士 和氣 光 氏

平成 4 年	国税庁消費税課課長補佐	平成 1 6 年	東京国税局消費税課長
平成 8 年	東京国税局川崎南税務署副署長	平成 1 7 年	同 町田税務署長
平成 9 年	税務大学校研究部教授	平成 2 0 年	同 豊島税務署長を経て
平成 1 2 年	東京国税局調査第 1 部特別国税調査官	平成 2 1 年	税理士、青山学院大学大学院客員教授
平成 1 3 年	同 麻布税務署副署長	平成 2 3 年	東京税理士会 相談委員
平成 1 4 年	同 課税第 2 部統括国税調査官		

= 開催要領 =

1. 日 時 平成27年12月10日(木) 10時00分～16時00分(受付開始9時30分)
2. 会 場 税理士会館8階会議室(下記案内図参照)
3. 定 員・受講料 150名(先着順)・1名 10,000円(昼食付き)
4. お申込方法 下記振込用紙に税理士名・登録番号・住所・電話番号をご記入のうえ、研修日1週間前までに受講料をお振り込み下さい。入金確認をもって受付とさせていただきます。先着順に受け付けし、定員に達し次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、受講票は発行いたしませんので、当日は郵便局の払込票兼受領証を受付にお持ちくださるようお願いいたします。
 ・研修日1週間前を過ぎてからのお申込みの場合は、必ずお電話でご連絡のうえ受講料は当日お支払いください。
 ・キャンセルにつきましては研修日2週間前までにご連絡いただければ、ご返金いたします。それ以降のキャンセルにつきましてはご返金できませんので、予めご了承ください。
5. 問い合わせ先 東京地方税理士協同組合(電話:045-243-0551 FAX:045-243-0550 <http://www.tochizeikyo.com>)

※研修受講管理システム導入のため、電子証明書(原寸大コピー可)をご持参ください。

組合ニュース10月号に振込用紙付きパンフレットを同封しております。お手元がない方は、協同組合事務局(TEL045-243-0551)宛にお電話ください。事務局よりパンフレットを送付いたしますので、お申込の場合は受講料をお振込みください。入金確認をもって受付となります。